

市・都民税申告書の出張受付日程

開催日	会場	受付時間
2月17日(木)	堺市民センター ホール	午前の部 9:00~11:00 午後の部 13:00~15:00 昼休みは受付 をしていません。
2月18日(金)	なるせ駅前市民センター ホール	
2月22日(火)	鶴川市民センター ホール	
2月24日(木)	忠生市民センター ホール	
2月25日(金)	南市民センター ホール	
2月28日(月)	小山市民センター 第1会議室	

注意事項 (1)当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持っておいで下さい。(2)ご来場の際には、筆記具・所得の証明ができるもの・社会保険料等の資料等をお持ち下さい。(3)会場には駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

軽自動車税は、4月1日現在、登録のある方に課税します。バイクや軽自動車を所有している、次のように該当する方は、登録、廃車、名義変更等の手続きを3月末までにお願ひします。町田市に転入し、前住所のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方
町田市外に転出する方
故障等でバイクを廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きしていない方

**廃車等の手続きはお早めに
バイク・軽四輪は4月1日現在で課税**

バイク等の盗難にあった方
町田市内、または市外の方からバイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方
バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方
これらの手続きに関する問い合わせ先は次のとおりです。
3月は大変混み合いますので手続きはお早めにお願ひします。
1 25cc以下の原付バイクと小型特殊自動車「市役所市民税課」

724・2113
1 25ccを超えるバイク・多摩自動車検査登録事務所 042・523・2455
軽三輪・軽四輪自動車・軽自動車検査協会多摩支所 042・525・4360
1 25ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほか、税申告の手続きも必要です。例年、名義変更、または廃車手続きが4月1日以前に済んでいるにもかかわらず、税申告の手続きがなされないために、誤って納税通知書が発送される場合が多くあります。お手数ですが市役所市民税課で課税の有無を確認して下さい。

市・都民税、所得税、贈与税、消費税、事業税

申告は期限内でお早めに

市・都民税 所得税、事業税の申告書の提出期間は、2月16日(水)～3月15日(火)です(郵送可)。3月に入りますと大変混雑しますので、申告はお早めにお願ひします。
お問い合わせは、市・都民税については市役所市民税課(☎724・2114)5、2117)、所得税、贈与税、消費税については町田税務署(☎728・7211)、事業税については八王子都税事務所個人事業税係(☎0426・44・1111)へ。

市・都民税の申告書送付

市・都民税の申告書は、昨年申告書を出した方、昨年3月に大学などを卒業したと思われる方に2月9日発送しました。申告書が届かない方、必要な方は、お問い合わせ下さい。
ただし、次に該当する方は申告の必要がありません。
所得税の確定申告をする方
給与所得のみ、もしくは公的年金にかかわる所得のみの方で、給与の支払先、もしくは社会保険庁等から市役所へ支払報告がなされている方(各種控除を受けようとする方は除きます)

受付・相談

市・都民税の申告書の受け付けは、2月16日(水)～3月15日(火)まで(土・日を除く)市役所1階市民フロアで行います。受付時間は午前9時～正午、午後1時～4時です。
また、各市民センター(「上表」)でも行います。会場の受付時間は午前9時～11時までと午後1時～3時までです。

申告に持参していただくもの

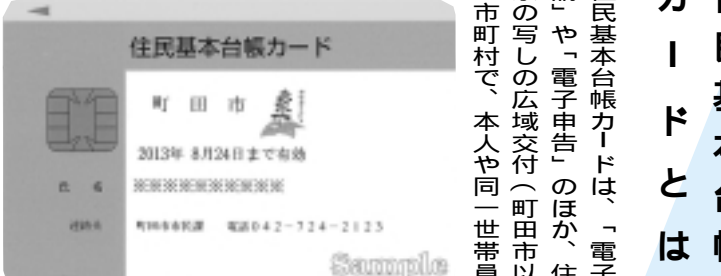
市・都民税の申告に持参していただくものは、次のとおりです。申告書(会場でもお渡しします)

**税務署からのお知らせ
所得税・消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぽっぽ町田」です**

所得控除の資料等(前年中に社会保険料を支払った領収書や生命保険料・損害保険料の控除証明書等)
収入があった方は収入の内訳を証明できる資料(源泉徴収票等)
設置期間
3月15日(火)まで
平日(月～金曜日)以外でも2月20日・27日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。
受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時
所在地 原町田4・10・20、JR横浜線・小田急線町田駅から徒歩5分
駐車場は有料となっていますのでご了承下さい。
前記の期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。
なお、平成17年3月末まで庁舎改修工事のため、税務署内に駐車場はありません。



住民基本台帳カードとは



住民基本台帳カードは、「電子申請」や「電子申告」のほか、住民票の写しの広域交付(町田市以外の市町村で、本人や同一世帯員)が必要な方には、町田市市民センターでも配布しています。住民基本台帳カードが写真付きでない様式の場合は、本人確認のため旅券・運転免許証など官公庁発行の写真付きの身分証明書が必要になります。
住民基本台帳カードに電子証明書を格納します(その際に4桁から16桁のパスワードを設定していただきます)。
電子証明書は3年間有効ですが、氏名・住所・性別・生年月日に変更が生じた場合は無効になります。電子証明書発行手数料は500円です。
問市民課 ☎724・21123

現在、各行政機関では、自宅などのパソコンから様々な申請や届出ができる「電子申請」や確定申告等の「電子申告」が始まっています。その中にはあらかじめ住民基本台帳カードを入手し、そのカードに「電子証明書」の付与を受けておく必要があるものがあります。昨年1月29日から始まった公的個人認証サービスは、「電子証明書」を発行するサービスです。
このサービスを利用することで、申請者が本人であることや申請内容が通信中に改ざんされていないことを証明できます。「電子証明書」は窓口申請などに必要な「印鑑証明書」に変わる役割をインターネット上で果たすものです。
「電子証明書」の申請をするには、まず住民基本台帳カードを取得していただく必要があります。

ご利用下さい 住民基本台帳カード・電子証明書

住民票の写しを交付)を受ける際の利用や、転入転出手続の簡素化の特例サービスを受けることができます。また、顔写真付きの住民基本台帳カードは公的な身分証明書としても利用できます。
住民基本台帳カードには、2種類の様式(様式A・B)があります。様式Aは氏名・有効期限が記載されたもの、様式Bは氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・有効期限が記載されたもの
住民基本台帳カードの有効期限は10年間です。ただし、市外に転出したときは無効になります。
対象者は、町田市内に住民登録のある日本国籍の方です。
「住民基本台帳カード交付申請書(町田市ホームページでダウンロードできるほか、市民課および各市民センターでも配布しています)」に、「旅券・運転免許証などの本人確認書類(コピー)」と写真付きの様式Bをご希望の方

「写真(6か月以内に撮影されたもので、縦4.5cm×横3.5cmで縁なし、無背景(スナップ不可)1枚)」をそえて市民課に郵送して下さい。
カードが作成できましたら、お渡し希望交付場所(市民課・各市民センター)から郵送で、「住民基本台帳カード交付通知書兼照会書」をお送りします。
「本人が通知書で指定した窓口で「住民基本台帳カード交付通知書兼照会書」と「申請の際に提出された旅券・運転免許証などの本人確認書類(原本)」を持参して受領します(その際に4桁の数字のパスワードを入力していただきます)ので、代理人は認められません。交付手数料は500円です。
電子証明書の発行を受けるには
対象者は町田市内に住民登録があり、住民基本台帳カードを所有している方です。
ご希望の方は、住民基本台帳カードを持参し、市役所1階の市民課までおいで下さい。
電子証明書発行申請書と住民基本台帳カードを窓口で提出して下さい。住民基本台帳カードが写真付きでない様式の場合は、本人確認のため旅券・運転免許証など官公庁発行の写真付きの身分証明書が必要になります。
住民基本台帳カードに電子証明書を格納します(その際に4桁から16桁のパスワードを設定していただきます)。
電子証明書は3年間有効ですが、氏名・住所・性別・生年月日に変更が生じた場合は無効になります。電子証明書発行手数料は500円です。
問市民課 ☎724・21123